

第 4 章

国民の権利利益の救済に係る手続等

第 1 節 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 3 項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第 155 条第 2 項において準用する災害対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (法第 70 条第 1, 3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)
	医療の実施の要請等によるもの。 (法第 85 条第 1, 2 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	